

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	リスクモンスター株式会社		コード	3768
提出日	2025/6/10	異動（予定）日	2025/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されているため			
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	堀 龍児	社外取締役	○														○	有
2	太田 敏晶	社外取締役	○														○	有
3	奥村 正太郎	社外取締役	○														○	有
4	田邊 愛	社外取締役	○										○					有
5	由利 孝	社外取締役	○										○					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		堀龍児氏は、日商岩井株式会社(現 双日株式会社)で長年の業務経験を積み、同社の取締役及び常務取締役、専務執行役員として企業経営に関与した経験を有し、また、法律の専門家として大学教授の経験も有することから、取締役会の多様性を確保するとともに、これらの経験と幅広い見識をもって、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任するものであります。 当社の主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、経営の客観性・中立性が保持されるものと判断し、独立役員に指定しております。
2		太田敏晶氏は、オリックス株式会社において長年の豊富な業務経験を積み、また、オリックス・レンテック株式会社及びオリックス保険コンサルティング株式会社において企業経営に関与した経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任するものであります。 当社の主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、経営の客観性・中立性が保持されるものと判断し、独立役員に指定しております。
3		奥村正太郎氏は、株式会社奥村組において長年の豊富な業務経験を積み、同社の取締役及び常務取締役、代表取締役社長等として企業経営に関与した経験を有しており、また、他社において社外監査役の経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任するものであります。 当社の主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、経営の客観性・中立性が保持されるものと判断し、独立役員に指定しております。
4	田邊愛氏は、当社が契約相談業務を委託している弁護士法人堂島法律事務所のパートナー弁護士であり、当社より委託報酬を受けておりますが、取引は定型的であり、その報酬も少額であることから、独立性に問題はないものと判断しております。	田邊愛氏は、過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務をはじめとする法律相談等多数の案件対応の経験を有し、関東財務局証券検査官及び内閣府事務官（証券取引等監視委員会事務局検査官）としての行政機関の実務を経験しており、それらを当社の経営に反映していただくとともに当社取締役会の多様性を推進し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任するものであります。 当社の主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、経営の客観性・中立性が保持されるものと判断し、独立役員に指定しております。
5	由利孝氏は、2024年3月31日までテクマトリックス株式会社の代表取締役社長であり、2024年6月28日までは同社の取締役でありましたが、同日をもって取締役を退任いたしました。 同社との間では、当社が同社に対し主にシステム面における委託を行っており、同社は当社の与信管理サービスを利用しているところ、2025年3月期における同社との取引高は相対的に少額であり、同社との取引条件は他社との取引条件と同等であることから、独立性に問題はないものと判断しております。	由利孝氏は、テクマトリックス株式会社で長年代表取締役を務め、事業環境を見極めた経営方針及び戦略により、同社の業務拡大を推進してきました。それらの経験を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、社外取締役としての独立した立場で、その有する知見等に基づき、当社業務執行取締役の適正な職務執行を監督していただけるものと判断し、選任するものであります。 当社の主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、経営の客観性・中立性が保持されるものと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。